報告第３４号

専決処分の報告について
（令和７年度市営住宅明渡等請求訴訟提起）

地方自治法第 180 条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和７年 11 月 27 日提出

那覇市長　知念　覚

専　決　処　分　書

地方自治法第180条第１項の規定に基づき平成12年３月24日議会の議決により指定された、那覇市営住宅条例に関する訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

令和７年10月28日

那覇市長　知念　覚

１　事　件　名　　令和７年度　市営住宅明渡等請求訴訟提起

２　相　手　方

名義人　住所　　那覇市首里石嶺町２丁目 70 番地２
石嶺市営住宅
氏名

３　理　　由

家賃等の高額滞納（那覇市営住宅条例第 42 条第１項第２号）
滞納額及び滞納月数　622,230円（16カ月）